相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県多久市東多久町大字別府二八七一番地二、最後の住所佐賀県多久市南多久町大字長尾四一〇三番地一一

被相続人　亡　菰原　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月七日

佐賀県佐賀市材木二丁目一〇番一八号

相続財産管理人　米満　安浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県伊佐市大口牛尾六二八番地一八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　會町　就美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月七日

鹿児島県姶良郡湧水町米永五八五番地三四

相続財産管理人　司法書士　宮田　康浩

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年七月七日

一、墳墓等所在地　群馬県太田市東今泉町一六四番地

一、墳墓等の名称　曹源寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　群馬県太田市東今泉町一六五番地　宗教法人　曹源寺　代表役員　星野　眞往

無縁墳墓等改葬公告

冬堀町墓地区画整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年七月七日

一、墳墓等所在地　新潟県小千谷市平成町一八三番地

一、墳墓等の名称　冬堀町墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

区画番号　B区　二一番、二九番

C区　一一番、三一番、三二番

D区　一番、五番、六番、一三番

二〇番

E区　五番、三〇番、五三番

一、改葬を行おうとする者　新潟県小千谷市東栄三丁目五番一四号　冬堀墓地管理委員会会長　小池　和明

無縁墳墓等改葬公告

平尾地区共同墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年七月七日

一、墳墓等所在地　大阪府堺市美原区平尾二〇四四番地

一、墳墓等の名称　平尾地区共同墓地　青木家、安里家、池野家、磯村家、上和田家、上野家、宇尾家、大城家、大原家、奥野家、加原家、北野家、九埜家、熊本家、小池家、小阪家、小寺家、古家家、小谷家、坂口家、坂本家、清水家、十野家、里田家、竹鼻家、田仲家、谷家、出水家、中野家、津田家、辻野家、茶屋前家、仲野家、西川家、半田家、平田家、東本家、藤田家、古川家、三竿家、三三木家、宮野家、松林家、山口家、山川家、山野家

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　大阪府堺市美原区平尾二〇四四番地　平尾地区共同墓地管理委員会　委員長　吉田　義清

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による春日井都市計画事業春日井神領土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知書は、送付を受けるべき場所が確知することができない、または送付を受けるべき者が受領を拒んだので同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記二のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき場所が確知することができない者の住所及び氏名

(一)　春日井市大字神領三九番戸　梅本祐三郎

(二)　不明　共有惣代　梅本祐三郎

(三)　東春日井郡勝川町大字春日井一三三番戸　石黒太郎吉

(四)　名古屋市住吉町二一四番戸　星野宗兵エ

(五)　岐阜県多治見市大正町二丁目二一番地　金山　栄造

二　送付すべき書類の受領を拒んだ者の住所及び氏名

(一)　春日井市下条町九九六番地一　石原　陽子

三　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、春日井神領土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

一　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に春日井市長に審査請求をすることができます。

二　この処分に不服がある場合は、右記一の審査請求のほか、春日井神領土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して六か月を経過したときは、この訴えの提起はできません。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを春日井神領土地区画整理組合事務所の掲示所において掲示する。

平成二十二年七月七日

愛知県春日井市神領町一〇三一番地一

春日井神領土地区画整理組合

理事長　永草　種雄

第13期決算公告

平成22年7月7日

英国領ケイマン諸島、ＫＹ１―1104グランドケイマン、ジョージタウン、171エルギンアベニュー、クリケットスクエア、バウンダリーホール

エイチシー・アセット・ファイナンス・ケイマン・リミテッド

日本における代表者　與賀田洋一

貸借対照表の要旨（平成22年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,355	流動負債	12,080
		固定負債	1,270
		負債合計	**13,350**
		資本金及び資本準備金	0
		利益剰余金	3
		純資産合計	**4**
資産合計	**13,355**	**負債・純資産合計**	**13,355**

第11期決算公告

平成22年7月7日

英国領西インド諸島、ケイマン諸島、ＫＹ１―1104、グランドケイマン、ジョージタウン、171エルギンアベニュー、クリケットスクエア、バウンダリーホール

エイチジーエム・アセット・ファイナンス・ケイマン・リミテッド

日本における代表者　相島　正美

貸借対照表の要旨（平成22年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	84,301	流動負債	84,289
		負債合計	**84,289**
		資本金及び資本剰余金	0
		利益剰余金	11
		純資産合計	**11**
資産合計	**84,301**	**負債・純資産合計**	**84,301**